

情報ステーション



残暑見舞号



2014 AUG by T's office

民間投資活性化等のための税制措置

措置 措置

I. 生産性向上設備投資促進税制

青色申告書を提出する法人が、平成26年1月20日から平成28年3月31日までの間に、特定生産性向上設備等の取得をして、その事業の用に供した場合には、全額時償却ができます。(税額控除を選択することもできます)

条件その1・・・投資利益率が5%以上であることにつき、経済産業局の確認を受けること。(1か月程かかります)

条件その2・・・機械装置(取得価額160万円以上)、工具器具備品(取得額120万円以上のもの。1台が30万円以上で合計が120万円以上のもの)、建物及び建物付属設備及び構築物(それぞれ一つの取得価額120万円以上のもの。建物付属設備については一つの取得価額が60万円以上で合計が120万円以上のもの)、ソフトウェア(取得価額70万円以上のもの。一つの取得価額が30万円以上で合計が70万円以上のもの)。

※本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は生産性向上設備に該当しません。

II. 所得拡大促進税制の拡充

平成25年度の税制改正で創設された給与等の支給額を増加させた場合に、増加額の20%を税額控除できる所得拡大促進税制が拡充されました。雇用者給与等支給増加割合が5%→2%に引き下げられました。

EX・・・役員を除く社員の給与が、前年と比較して年間2%増加すると、税金が安くなります。前年の社員給与の合計5000万円、今年の社員給与の合計5100万円場合、2%増加していますので、増加額100万円の20%、20万円が法人税額から控除されます。(これは目安です。実際の計算はもう少し複雑です)

夏休みのお知らせ

平成 26 年 8 月 13 日 (水) ~ 17 日 (日)

お休みとさせていただきます。よろしくお願い致します

顧客第一主義の会計事務所

<http://takeichi-zei.com/>

発行：竹市会計事務所 2014.8.7